# 一般財団法人岐阜市未来のまちづくり財団自然環境保全活動支援に関する補助金交付要綱

令和5年4月1日制定

(目的)

第1条 この規程は、本市の緑や自然を守り育て、次の世代に引き継ぐための自然環境保 全活動を行っている市民団体との協働を推進するとともに、そのための活動支援を行う ことを目的とする。

#### (支援対象)

- 第2条 岐阜市自然環境の保全に関する条例(平成15年3月31日条例第20
  - 号)第2条第3号に規定する自然環境保全活動団体(以下「団体」という。)とする。 ただし、上記以外でも特に理事長が認めた団体は、支援対象とすることができる。
- 2 一般財団法人岐阜市未来のまちづくり財団(以下「財団」という。)が行う各種イベント事業等に対する協力が可能な団体とする。

#### (支援内容)

- 第3条 定期的な情報交換により、課題や問題点を共有化し、当財団として可能な支援策 を推進する。
- 2 団体の持続可能な活動や創造的な事業推進の一助として、財団の予算の範囲内で、次 の支援補助金を支給する。
  - (1) 団体に日常的活動支援補助金を支給する。ただし、年間総事業費の3分の2を超えない範囲内とし、6万円を限度とする。
  - (2) 新たな事業を実施する団体は、事業収支計画を提出して、事業内容の審査をうける。 その後、新規事業と認めた場合は日常支援活動支援補助金の他に新規事業支援補助金 を支給する。ただし、該当事業費の3分の2を超えない範囲内とし、3万円を限度と し、年1回に限るとする。

#### (補助金申請)

第4条 様式1により、団体の代表者が支援補助金交付申請をする。

(決定通知及び活動結果報告)

- 第5条 様式2により、支援補助金交付申請書の提出期限後1ケ月以内に支援補助金交付 決定通知を行う。
- 2 様式3により、支援補助金活動実績報告書を2月末までに提出する。

### (支援補助金の返還)

第6条 虚偽の申請若しくは新規事業未実施と判断した場合は、支援補助金の一部若しく は全額を財団に返還するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(一財) 岐阜市未来のまちづくり財団理事長 様

## 支援補助金交付申請書

1申請代表者氏名

団体名

代表者名

代表者住所

電話番号

- 2申請内容(申請するものに○印を付してください。)
  - (1) 日常的活動支援補助金 (2) 新規事業支援補助金
- 3申請年度の事業収支計画書(概要を記述してください。)
  - (1) 日常的活動支援補助金(補助金等を受けている場合は、記入してください。)

収入	.の部	支出の部		
主な収入内容	金 額	主な支出内容	金額	
合 計		合 計		

申請事由を簡潔に記入してください。

- (2) 新規事業支援補助金
  - ①新規事業名及び事業概要
  - ②新規事業費用及び実施財源の内容

4振込口座名 取引金融機関

1 普通 2 当座 口座番号 口座名義人

(備考) 1記述できない場合は、別紙と記述し、資料を添付してください。 2活動状況がわかる資料を添付してください。

様

(一財) 岐阜市未来のまちづくり財団 理事長

## 支援補助金交付決定通知書

下記のとおり、決定しましたのでお知らせします。

記

1	交付	けします				
		日常的活動	力支援補助金		新規事業支援補助	金
2	今回	回は不交付と	こさせていただ	きます		
月月	斤身	<b>見</b>				
3	支担	爱補助金交付	<b></b>		<u>円</u>	

問合せ先

(一財) 岐阜市未来のまちづくり財団 緑化推進事務所

電話 058-262-4787

担当 企画緑化課

(一財) 岐阜市未来のまち <sup>、</sup> 理 事 長	づくり財団 様
在 事 及	14K
	団体名
	the laster to
	代表者名
	電話番号
l	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
支援補	前助金活動実績報告書
下記のとおり、関係書類を添っ	えて報告します。
	<b>≑</b> ⊓
	記
1 日常的活動支援補助金の活動	動実績
(1)活動事業費の状況	
①総収入額	
②総支出額	
(2)活動状況の概要(別紙、	添付でも可)
	·
2 新規事業支援補助金の活動	<b>実績</b>
(1)活動事業費の状況	
①総収入額	
②総支出額	
(2)活動状況の概要(別紙、	旅付でも可)